

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部課室等名	経済部 農林水産課 管理係	
許認可等名	卸売業者の許可	
根拠法令	徳島市立食肉センター条例	
根拠条項	第11条第1項	
連絡先	(電話 621-5245)	
審査基準	基 準	<p>1 対象となる申請者 徳島市食肉卸売市場内で卸売業を営もうとする卸売業者</p> <p>2 許可申請に必要な書類 卸売業者許可申請書 添付書類</p> <p>(1) 申請者が法人の場合 ア 定款 イ 登記事項証明書 ウ 役員の戸籍抄本及び履歴書 エ 株主又は出資者の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 オ 法人の業務規則及び就業規則 カ 事業計画 キ その他卸売業務の内容が分かる書面</p> <p>(2) 申請者が個人の場合 ア 申請者の戸籍抄本及び履歴書 イ 事業計画 ウ その他卸売業務の内容が分かる書面</p> <p>3 許可基準 次の各号のすべてに該当する法人及び個人を卸売業者として許可する。</p> <p>(1) 徳島県内に住所及び所在地を有すること。 (2) 卸売市場を運営するための十分な資力があること。 (3) 食肉卸売市場及び関係業務に相当の経験を有すること。</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)	
標準処理期間	標準処理期間 (設定しないものについて はその理由)	総日数 14日(休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)